諮問庁:独立行政法人都市再生機構

諮問日:令和6年8月22日(令和6年(独情)諮問第97号)

答申日:令和7年3月19日(令和6年度(独情)答申第105号) 事件名:特定事業における譲渡の申込書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる13文書(以下、併せて「本件対象文書」という。) につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月29日付けと303-397により独立行政法人都市再生機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、譲受人の事業の内容等について法 5 条 2 号イで不開示と された部分の開示を求めている。

審査請求書において、審査請求書に記載した内容は、審査請求人の訴訟 上の営業秘密であり、機構、機構の弁護人及び関係官庁以外の第三者に審 査請求書を開示する場合、事前に審査請求人の書面による承諾を得る必要 がある旨の記載があることから、審査請求の具体的内容の記載は省略する。

なお、意見書についても諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意 見が提出されているため、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

(審査請求書の内容に関する記載は省略する。)

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の開示請求に対する一部開示決定(原処分)について、開示請求者(以下「審査請求人」という。)から、不服の申し立てがなされたものである。

2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号。以下「機構法」という。)に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅

の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。また、都市基盤整備公団法(平成11年法律第76号)28条1項に規定する業務のうち、機構法施行前に開始されたもの等も行っている。

- 3 審査請求人の主張について (略)
- 4 原処分の妥当性について
- (1) 本件対象文書について

処分庁は、今回の請求に該当する文書として本件対象文書を特定し、 一部開示決定の処分を行った。

ただし、担当者の氏名、印影については、法5条1号に基づき、譲受人代表者の印影、譲受人の事業の内容等に係る具体的な情報や特定土地に係る建設計画、事業計画、資金計画等の全体像の推知を可能とするような情報の記載については、法5条2号イに基づき、金融機関等発行の振込金関連文書のうち振込人及び受取人の金融機関名、預金種目、口座番号等については、法5条2号イ及び4号トに基づき、不開示とした。

なお、特定事業は(特定事業の特定につながる記載のため省略)。

諮問庁は、審査請求人の審査請求内容について検討を行った結果、原 処分を維持することが妥当であると判断した。

以下に、その理由を説明する。

(2) 個々の不開示情報該当性について

不開示とした部分	不開示とした理由
担当者の氏名、印影	左記は、個人に関する情報であっ
	て、当該情報に含まれる氏名の記述
	により特定の個人を識別できる情報
	であるため。(法5条1号)
譲受人代表者の印影	公にすることにより、各種書類の偽
	造等に悪用されるなど、当該法人の
	権利、競争上の地位その他正当な利
	益を害するおそれがあるため。(法
	5条2号イ)
譲受人の事業の内容等に係る	左記は、譲受人によるマンション建
具体的な情報や特定土地に係	設・販売事業に係る仕入れ販売予定
る建設計画、事業計画、資金	価格、借入金を含む資金収支計画、
計画等の全体像の推知を可能	販売戦略・体制、コンセプト・建物
とするような情報の記載	配置・住戸プラン・設備の商品企画
	等であり、譲受人企業全体・個別事

業の経営状況・ノウハウ、知的財産 である。それらを公にすることによ り、当該法人の今後の取引に支障を きたすなど、当該法人の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるため。(法5条2号 イ)

座番号等

金融機関等発行の振込金関連 左記は、一般に、いわゆる内部管理 文書のうち振込人及び受取人 情報として秘密にしておくことが是 の金融機関名、預金種目、口認され、これらの内部管理情報につ き、当該法人等は、開示の可否及び その範囲を自ら決定することのでき る権利ないしそれを自己の意思によ らないでみだりに他に開示、公表さ れない利益を有している。また、左 記は、第三者に知られることによっ て、悪用され、当該法人等の金融上 の営業秘密等が流出してしまうおそ れもある。したがって、左記を開示 することは、当該法人の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害する おそれ、及び独立行政法人の事業に 関し、その企業経営上の正当な利益 を害するおそれがあるため。(法5 条2号イ及び同法同条4号ト)

(3) 審査請求人の主張について (略)

結論

以上のことから、諮問庁は原処分を維持することが妥当であると判断し た。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和6年8月22日 諮問の受理

(2) 同日 諮問庁から理由説明書を収受

(3) 同年9月11日 審議

(4**)** 同月24日 審査請求人から意見書を収受

令和7年1月31日 本件対象文書の見分及び審議 (5)

⑥ 同年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法 5 条 1 号、 2 号イ及び 4 号トに該当するとして不開示とする 原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち譲受人の 事業の内容等について法5条2号イで不開示とされた部分(以下「本件不 開示部分」という。)は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求め ているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象 文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検 討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおお以下のとおり説明する。

本件対象文書は、特定会社A、特定会社B、特定会社C、特定会社D 及び特定会社Eが特定事業の公募の際に機構に提出した資料一式である。 本件不開示部分には、法人である譲受人によるマンション建設・販売 事業に係る仕入れ販売予定価格、借入金を含む資金収支計画、販売戦 略・体制、コンセプト・建物配置・住戸プラン・設備の商品企画等であ り、譲受人企業全体・個別事業の経営状況、ノウハウ及び知的財産に当 たる情報が記載されている。

これを公にすると、譲受人の経営に係る状況、ノウハウ及び知的財産が、同業他社により模倣等され、同業他社との間で譲受人の競争上の地位が低下することにより、今後の取引において譲受人に経済的な損失を及ぼす可能性がある。

したがって、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとい え、同号ただし書に該当する事情もなく、法5条2号イに該当する。

(2) 本件対象文書を見分すると、本件不開示部分の記載内容はいずれも諮問庁の説明するとおりであると認められる。

当該不開示部分を公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記 (1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを 覆すに足る事情も認められない。また、法5条2号ただし書に該当する とすべき特段の事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 2 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左 右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号 イ 及び 4 号 ト に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が 開示すべきとする部分は、同条 2 号 イ に該当すると認められるので、不開 示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

- 文書1 特定事業の民間住宅事業者向用地分譲事業者申込書
- 文書 2 共同企業連合体協定書 (特定日A 構成員は、特定会社A、特定会社B、特定会社C、特定会社D、特定会社Eの5社)
- 文書3 特定事業の民間住宅事業者向用地分譲事業者に係る事業計画書
- 文書 4 特定事業の民間住宅事業者向用地分譲事業者に係る設計図書
- 文書 5 特定会社A、特定会社B、特定会社C、特定会社D、特定会社E に係る代表者事項証明書又は現在事項一部証明書
- 文書6 共同企業連合体の代表企業である特定会社Aに係る入札書
- 文書 7 共同企業連合体の代表企業である特定会社Aに係る委任状
- 文書8 共同企業連合体の代表企業である特定会社Aに係る印鑑証明書
- 文書 9 特定事業の民間住宅事業者向用地分譲事業者に係る土地譲渡契約 書
- 文書10 特定会社Bに係る印鑑証明書
- 文書 1 1 共同企業連合体の代表企業である特定会社Aに係る履歴事項全部 証明書
- 文書12 共同企業連合体協定書(特定日B 構成員は、特定会社A、特定 会社B、特定会社D、特定会社Eの4社)
- 文書13 特定事業の民間住宅事業者向用地分譲事業者に係る金融機関等発 行の振込金関連文書